

堺市青少年指導員連絡協議会備品貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市青少年指導員連絡協議会(以下「協議会」という。)が堺市内の各校区青少年指導員会の活動を支援するため、所有する備品の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出備品は、以下のとおりとする。

- (1) 缶バッチマシン
- (2) のぼり
- (3) 看板
- (4) 提灯

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、校区青少年指導員会とし、当該校区内での活動に使用するものとする。

(申請方法)

第4条 備品の借用を希望する校区青少年指導員会校区幹事(以下「校区幹事」という。)は、借用申請書(様式第1号)により協議会会長に提出しなければならない。

2 借用申請の受付は、借用希望日の属する月の3か月前の1日から借用希望日の前日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日(以下「祝日」という。))を除く。)までの午前9時から午後5時までとする。

(貸出決定)

第5条 貸出決定は、原則として申請の受付順とする。

(貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、1週間(使用日を含む)を限度とする。ただし、協議会会長が認める場合はその限りではない。

2 他の校区青少年指導員会への貸出状況によっては、貸出期間を変更することがある。

(使用料)

第7条 貸出備品の使用料は、無料とする。

(備品の管理義務)

第8条 校区幹事は、借用した備品に細心の注意を払い、管理をしなければならない。

2 校区幹事は、協議会の許可を得ずに借用した備品を目的外に使用し、または転貸してはならない。

(備品の返却)

第9条 校区幹事は、借用した備品について期限内に返却するものとする。

2 備品に故障、破損、汚損、紛失等があった場合、校区幹事は、速やかに協議会へ報告するものとする。

(使用者の責任)

第10条 使用者が故意又は過失により貸出備品を破損し、又は紛失等した場合は、使用

者の責任と負担により、補修等を行い、原状に復さなければならない。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。